



平成 21 年 5 月 15 日

会 社 名 株式会社 滋 賀 銀 行
代表者名 取締役頭取 大 道 良 夫
(コード番号 8366 東証・大証第 1 部)
問合せ先 取締役総務部長 児 玉 伸 一
(TEL. 077 - 521 - 2250)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 122 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1)証券市場整備法の施行に伴う規定の変更

「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」(平成 14 年法律第 65 号、「証券市場整備法」という。)により、社債等登録法が平成 20 年 1 月 4 日に廃止されたことに伴い、現行定款第 2 条(目的)について所要の変更を行うものであります。

(2)公告方法の変更に伴う規定の変更

公告閲覧の利便性の向上と公告手続きの合理化を図るため、当行の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告を行うことができない場合の公告方法を定めるため、現行定款第 5 条(公告方法)について変更を行うものであります。

(3)決済合理化法の施行に伴う諸規定の変更

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、「決済合理化法」という。)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、当行は決済合理化法の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 7 条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。

決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、当行定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。

株券喪失登録簿は、決済合理化法の施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

(4)その他、上記変更に伴い条数等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 25 日(木)
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 25 日(木)

以上

(別紙) 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>1. ~ 4. (条文省略)</p> <p>5. 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法、<u>社債等登録法</u>その他の法律により銀行が営むことのできる業務</p> <p>6. (条文省略)</p> <p>第3条~第4条 (条文省略)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当銀行の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ~ 4. (現行どおり)</p> <p>5. 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務</p> <p>6. (現行どおり)</p> <p>第3条~第4条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当銀行の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u>日本経済新聞に掲載して行う。</p>
<p>第2章 株式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 <u>当銀行は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p><u>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u></p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p><u>当銀行は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当銀行の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. ~ 4. (条文省略)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>(条文省略)</p> <p>当銀行の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取扱わない。</u></p> <p>第13条~第43条 (条文省略)</p>	<p>第2章 株式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. ~ 4. (現行どおり)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取扱わない。</p> <p>第12条~第42条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第1条 当銀行の株券喪失登録簿の作成および備置き その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを 株主名簿管理人に委託し、当銀行においては 取扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで 有効とし、平成22年1月6日をもって前条お よび本条を削るものとする。</u></p>